庄原市社協居宅介護支援事業所とわ

# 運　営　規　程

新

社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会

庄原市社協居宅介護支援事業所とわ運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人庄原市社会福祉協議会が開設する庄原市社協居宅介護支援事業所とわ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　市町及び地域包括支援センターと協働して地域包括ケアシステムの推進に尽力し、利用者が住み慣れた地域において、日常生活の継続ができるよう支援する。

２　利用者の自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの実現を目指す。

（１）利用者の選択に基づき支援する。

（２）多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

（３）指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に支援する。

（４）複数の事業所の紹介・説明を行う。

３　医療・介護連携強化による在宅生活支援を行う。

（１）入院時には、本人・家族から入院先医療機関へ、担当介護支援専門員氏名及び連絡先等の情報の迅速な伝達ができる支援をする。

（２）利用者より医療系サービスの希望があったときは、意見を求めた医師等へケアプランの交付をする

（３）利用者へサービス提供する事業所等からの情報、若しくは介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等については、介護支援専門員から主治医等へ必要な情報伝達を行う。

４　障害福祉関係者との密接な連携を行い、地域共生社会の実現に向けた取り組みをする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

６　提供する本事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　庄原市社協居宅介護支援事業所とわ

（２）所在地　　広島県庄原市西城町中野１３３９番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも本事業の提供にあたる。

（２）介護支援専門員　７名　介護支援専門員は、本事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営　業　日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２９日より１月３日までは除くが、利用者の状況によってはこの限りではない。

（２）営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。ただし依頼があれば、早朝・夜間などの時間外対応も行う。

（３）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（本事業の提供方法、内容）

第６条　　本事業の提供方法は次のとおりとする。

（１）利用者の相談を受ける場所　　事業所の相談室、利用者宅等

（２）使用する課題分析票の種類　　居宅サービス計画ガイドライン（全社協方式）

（３）サービス担当者会議の開催場所　　事業所の会議室、利用者宅等

（４）情報伝達会議（場内）の開催　　１回以上／週

（５）介護支援専門員の居宅訪問頻度　　１回以上／２ヶ月

（６）モニタリングの結果記録　　１回以上／月

２　本事業の内容は、次のとおりとする。

（１）居宅サービス計画の作成、交付

（２）指定居宅サービス事業者その他関係機関との連絡調整

（３）各種相談に対する助言

（４）その他の便宜の提供

（本事業の利用料、その他の費用の額）

第７条　　本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

２　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う本事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程１キロメートル当たり２５円を実費として徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　　事業所の通常の事業の実施地域は、庄原市の区域とする。但し、事業所の所在地及び隣接する市町を優先する。

（秘密の保持）

第９条　　従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、事業所と従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（相談・苦情対応）

第10条　　利用者又はその家族等からの相談、苦情等受付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応

を行うための措置を講じる。

2　前項の相談、苦情の内容等を記録し、その内容を踏まえ、サービス向上、改善に向けた取組みを行う。

3　市町､地域の相談及び援助を行う事業等に積極的に協力するなど、地域との連携に努める。

（緊急時等の対応）

第 11 条　介護支援専門員等は、本事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　事業所は、利用者等からの緊急な相談に、速やかに対応するため、必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第 12 条　介護支援専門員等は、本事業を提供中に、事故が発生した場合は、市町、家族、緊急連絡先、管理者に連絡を行い、適切な対応を行うなど必要な措置を講じる。

また、事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための､及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 15 条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設け、個別に具体的な研修計画を定める。また、業務の体制を整備する。

（１）初任者研修　　採用１年以内

（２）特定非営利活動法人広島県介護支援専門員協会開催の研修

（３）庄原市介護支援専門員連絡協議会開会の研修

（４）介護支援専門員の実務資格保持に関わる研修

（５）その他、関係機関、団体が開催する研修

２　地域包括支援センター等から、支援困難な利用者を受け入れる体制を整備する。

３　地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加する。

４　事業所は、運営責任者と主任等で常にサービス内容を検討する定期的な会議を行う。

５　事業所は、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制を整備する。

６　他法人の運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施する。

７　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、全ての従業者に対し、健康診断を定期的に実施する。

８　従業者は常に身分証明証を携帯し、求めに応じ、提示するものとする。

９　この規程に定める事項のほか事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成１７年　　４月　　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成１８年　１０月　　１日に改正する。
この規程は、平成１９年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２０年　１０月　　１日に改正する。
この規程は、平成２１年　　１月　２６日に改正する。
この規程は、平成２３年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２５年　　８月　　１日に改正する。
この規程は、平成２７年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２８年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成２９年　　８月　２８日に改正する。
この規程は、平成３０年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成３０年　１１月　　１日に改正する。
この規程は、令和　元年　１１月　　１日に改正する。
この規程は、令和　２年　　１月　　１日に改正する。
この規程は、令和　２年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　４年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　５年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　６年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　７年　　２月　１４日に改正する。
この規程は、令和　７年　　４月　　１日に改定する。
この規程は、令和　８年　　４月　　１日に改定する。